

総会・学術集会における発表時・利益相反(COI)自己申告の基準について

総会・学術集会における発表時 COI 自己申告の基準についてご説明します。

同 COI 自己申告の基準は、本学会誌へ論文を投稿される際の COI 自己申告の基準と同一となります。以下に、具体的な基準を提示致しますので、ご参照ください。

筆頭演者・共同演者が COI の申告上注意すべき点は、(1)発表内容が企業・組織や団体と経済的な関係を持っている場合、抄録投稿時から遡って1年間における COI を申告することと(2)筆頭演者・共同演者が開示すべき COI は、発表内容に関連する企業・組織や団体に関わるものに限定する点である。

COI 自己申告が必要な金額は、以下のごとく、各々の開示すべき事項について基準を定める。

1. 医学研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体（以下、企業・組織や団体という）の役員、顧問職については、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上の場合とする。
 2. 株式の保有については、1つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合とする。
 3. 企業・組織や団体からの特許権使用料については、1つの権利使用料が年間100万円以上の場合とする。
 4. 企業・組織や団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上の場合とする。
 5. 企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計50万円以上の場合とする。
 6. 企業・組織や団体が提供する研究費については、一つの企業・団体から臨床研究（受託研究費、共同研究費など）に対して支払われた総額が年間200万円以上とする。
 7. 企業・組織や団体が提供する奨学（奨励）寄付金については、1つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合とする。
 8. 企業・組織や団体が提供する寄付講座に申告者らが所属している場合とする。
 9. 研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間5万円以上の場合とする。
- 但し、6、7については、筆頭発表者個人か、筆頭発表者が所属する部局（講座、分野）

あるいは研究室などへ研究成果の発表に関連し、開示すべき COI 関係にある企業や団体などからの研究経費、奨学寄付金などの提供があった場合に申告する必要がある。

一般社団法人 日本臨床微生物学会 理事長 館田 一博
同倫理委員会 委員長 吉田 敦